

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持及び管理にあたっては、災害の発生防止（河川管理施設及び許可工作物の適正な維持管理、情報管理の一層の高度化・共有化を含む）、河川の適正な利用（ゴミ問題への対応、堤外民地の適正な管理を含む）及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるように、地域住民や関係機関と連携しながら「川の365日」の適正な管理を行う。

第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、狩野川流域に生活する人々の生命・財産を守り、人々の暮らしの安全と安心を確保するための適正な維持管理を推進する。

1 河川管理施設等の機能の確保

堤防や護岸、樋門・樋管などの河川管理施設については、洪水・内水及び高潮・津波に対する所要の機能が発揮されるよう現機能の把握、評価を行い、計画的に維持補修を行い施設機能の良好な状態を保持する。特に狩野川放水路はトンネル及び護岸の老朽化が進んでいるため継続的な点検を実施し対策が必要な箇所は早期に補修していく。

また、中流部の広域的な地盤沈下による樋管等の施設周辺の空洞化や堤防高不足についても継続的調査を実施し、必要に応じて適切な対策を行う。

また、洪水時において操作が必要な狩野川放水路、樋門・樋管等について、今以上の安全・確実性を確保し、迅速かつ適切な操作が可能となるよう施設の高度化、効率化に努める。



写真4.3.1 狩野川放水路の監視状況



写真4.3.2 函南観音川排水機場

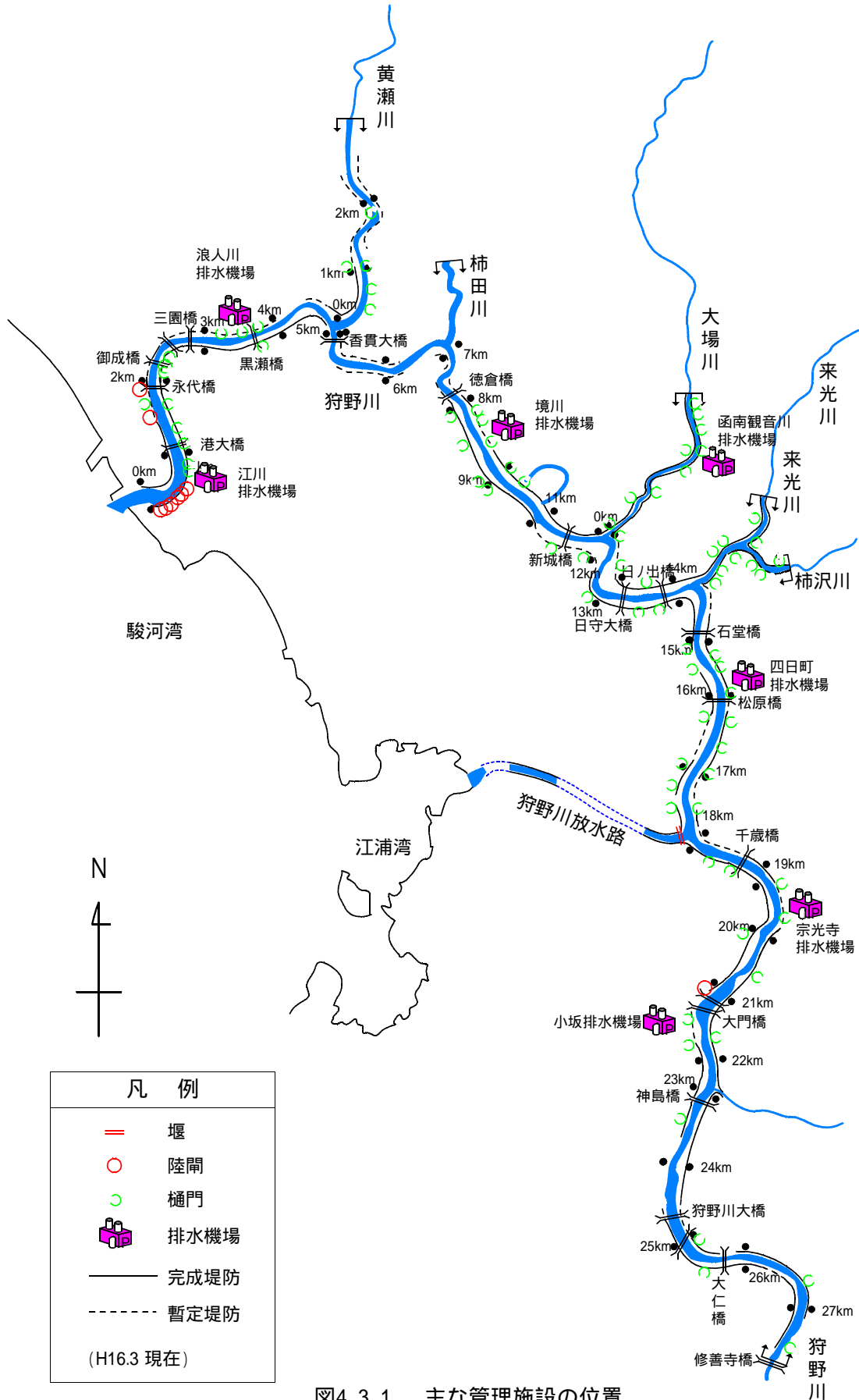


図4.3.1 主な管理施設の位置

2 平常時の管理

河川は、洪水や渇水などにより日々その状況が変化していることから、河川を適正に管理するため、定期的な縦横断測量や河川巡視、堤防除草等の維持管理を行う。

河川管理施設等の維持管理

災害の発生防止には、狩野川放水路や排水機場、堤防、護岸、樋門・樋管等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることが必要であり、河川巡視等により施設の状況を把握するとともに、定期的な点検及び計画的な維持補修を行い、破損等に対しては適切な補修を行う。



写真4.3.3 河川パトロール

さらに、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう、管理用通路を適正に維持管理する。

許可工作物についても、河川管理上の支障とならないように、定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう施設管理者への指導及び協議を行い、対策又は維持管理に努める。

また、堤防の異常の有無を早期に発見しやすくするとともに害虫や火災の防止等といった生活環境を良好な状態に保つために定期的な堤防除草を行う。

河道内樹木群の管理

河道内の樹木・植生群落について、動植物の生息・生育地であるとともに良好な景観を形成しており、引き続き保全に努めるものとするが、樹木群が拡大し洪水の流下に支障となる場合には、河川環境や出水時の河岸侵食の抑制機能を考慮し、必要に応じ伐採等を行うものとする。特に日守付近（12.0～13.0k付近）や松原橋上流付近（16.0～17.0k付近）は竹林等を中心とした河畔林が発達していることから、河川環境への影響も考慮した上で、伐採、間引等必要に応じた樹木管理を行う。

河道管理

出水等により河道内に堆積した土砂が洪水の安全な流下などに支障となる場合には、瀬淵などの環境への影響や水際の多様性の維持に配慮した上で適切に掘削、浚渫を行う。

高水敷の管理

狩野川の高水敷は堤外民地が多く、耕作地としての利用が見られることから、治水上支障となる場合は、問題箇所の把握と適正な指導を行う。



写真4.3.4 高水敷の耕作地(11.0k付近)



写真4.3.5 高水敷の竹林(16.4k付近)

3 洪水時などの管理

洪水・内水、高潮、地震・津波などによる被害の未然防止及び軽減を図るため、地方自治体などの関係機関と連携して情報伝達や水防活動に取り組む。

洪水予報、水防警報

狩野川の本川は、平成11年2月に洪水予報河川に指定されていることから、静岡地方气象台と共同し洪水予報の迅速な発令を行うとともに、支川等についても関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、洪水被害の未然防止及び軽減を図る。

また、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動の支援、災害の未然防止を図る。情報の発信にあたっては、観測機器の精度向上に努めるとともに、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民への迅速かつわかりやすい情報提供に努める。

洪水予報とは・・・洪水のおそれがあると認められるとき、洪水の状況・水位等を示しメディア等を通じて直接住民に知らせる情報。

水防警報とは・・・災害が起るおそれがあるとき、洪水の状況・水位等を示し県・市町村を通じ水防を行う必要がある旨水防団等に知らせる情報。

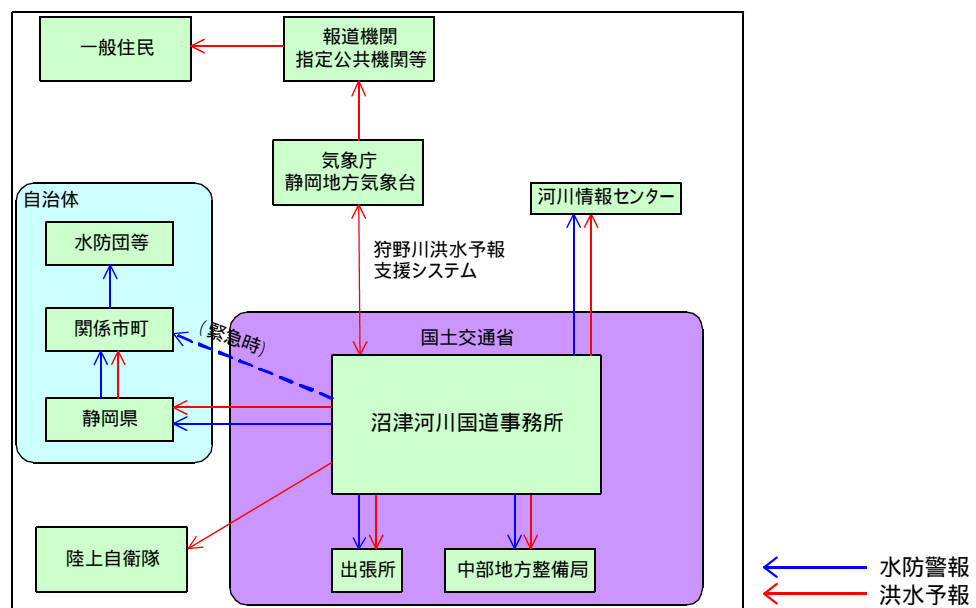


図4.3.2 狩野川洪水予報・水防警報の通知関係機関

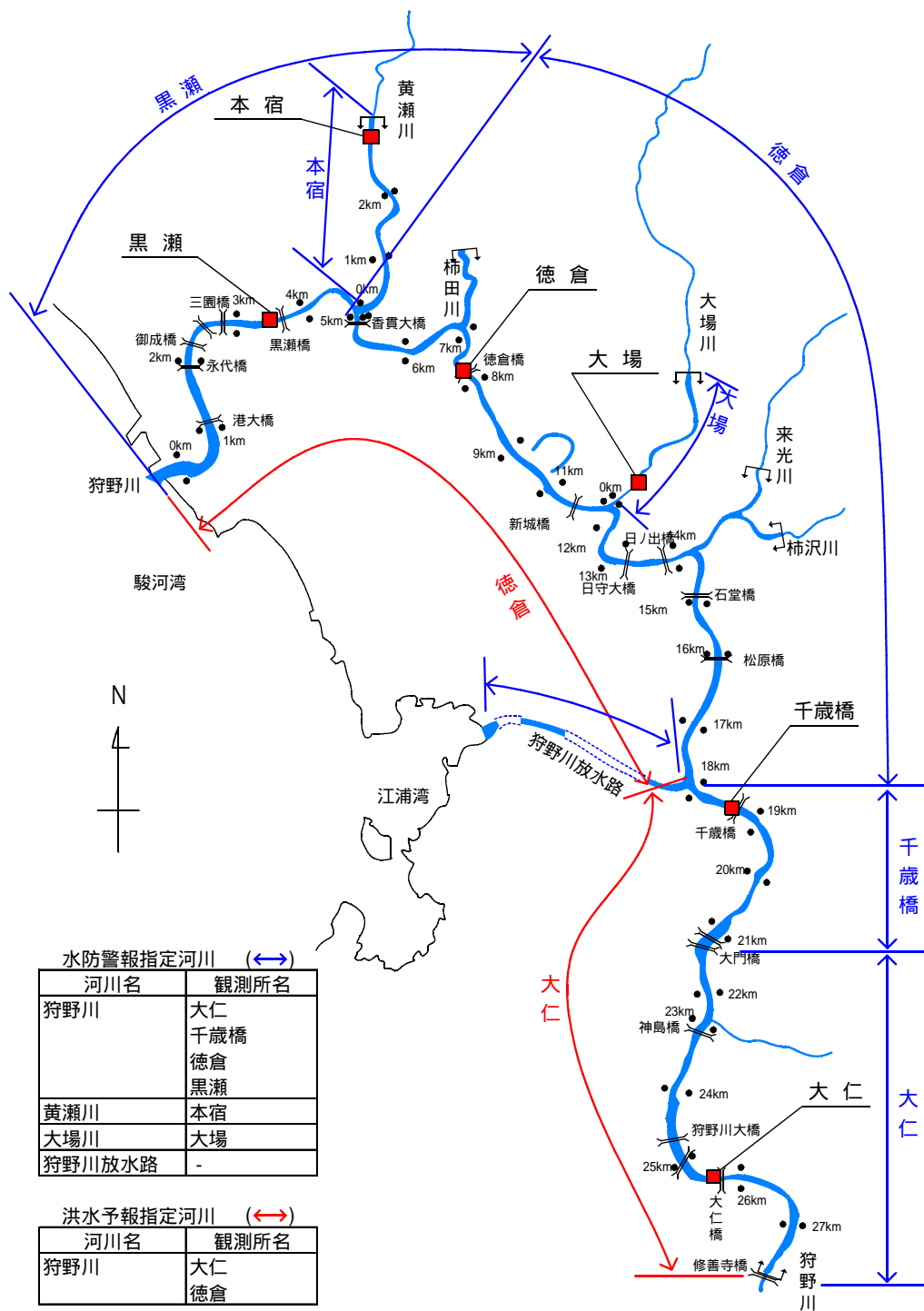


図4.3.3 水防指定観測所位置図

水防活動

洪水や高潮などにより災害が発生する恐れある場合には、自治体を通じて水防団の出動を要請し、河川の危険箇所などの巡視や、万一堤防などが危険な状態になった場合の対策の実施などの水防活動に対して支援を行う。

また、洪水時の水防活動が円滑に行われるよう、水防資機材などの確保・充実を図る。



写真4.3.6 平成10年8月30日出水における函南町（柿沢川）での水防活動状況

出水時の巡視

洪水時には、円滑かつ効率的な河川管理施設の操作を行うとともに、堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、迅速な水防活動及び緊急復旧活動を実施するため河川巡視を行う。

地震時の巡視

静岡県全域において、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されていることから、地震時の情報連絡体制、河川管理施設等の点検体制に則って迅速な対応を図る。

また、東海地震に関する注意情報が発令された場合は、関係機関との情報連絡、河川管理施設等の事前点検及び資機材確保等を行い、地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策のための準備を図る。

管内で震度4以上の地震が発生した場合には、ただちに防災体制に入り、堤防、護岸、樋門などの河川管理施設等の状況の把握、異常の早期発見のために河川巡視を行う。

河川管理施設の災害復旧

出水等により漏水や河岸の侵食等により堤防の安全性が損なわれる等、河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。

4 河川情報システムの整備

狩野川では、流域に雨量観測所17箇所、水位・流量観測所15箇所を設置し、河川管理の重要な情報となる雨量、水位等の観測を行っている。これらから得られる情報は、洪水時において狩野川放水路をはじめとした河川管理施設の操作や洪水時の水位予測、水防活動等、平常時においては、河川環境の保全や河川水の適正な利用等、河川管理上重要なものであり、常に最適な状態で観測を行えるよう保守点検、整備を実施する。

また、IT技術を活用した情報の高度化を図り、河川管理施設の操作、日常の河川利用状況や出水時の河川状況の監視等、平常時及び洪水時の河川管理に活用するとともに地域住民への情報提供を行い、関係機関との情報共有化を図り、適正な河川管理への活用を図る。樋門・樋管については、安全で確実な操作を図るため、遠隔操作化についても検討を行う。

さらに、河川管理施設等に関わる各種台帳や水文情報、河川管理情報をデータベース化した河川管理システムの構築を図り、河川管理情報の一元化による管理の効率化を図る。



図4.3.4 雨量・水位流量観測所位置図（平成16年3月現在）

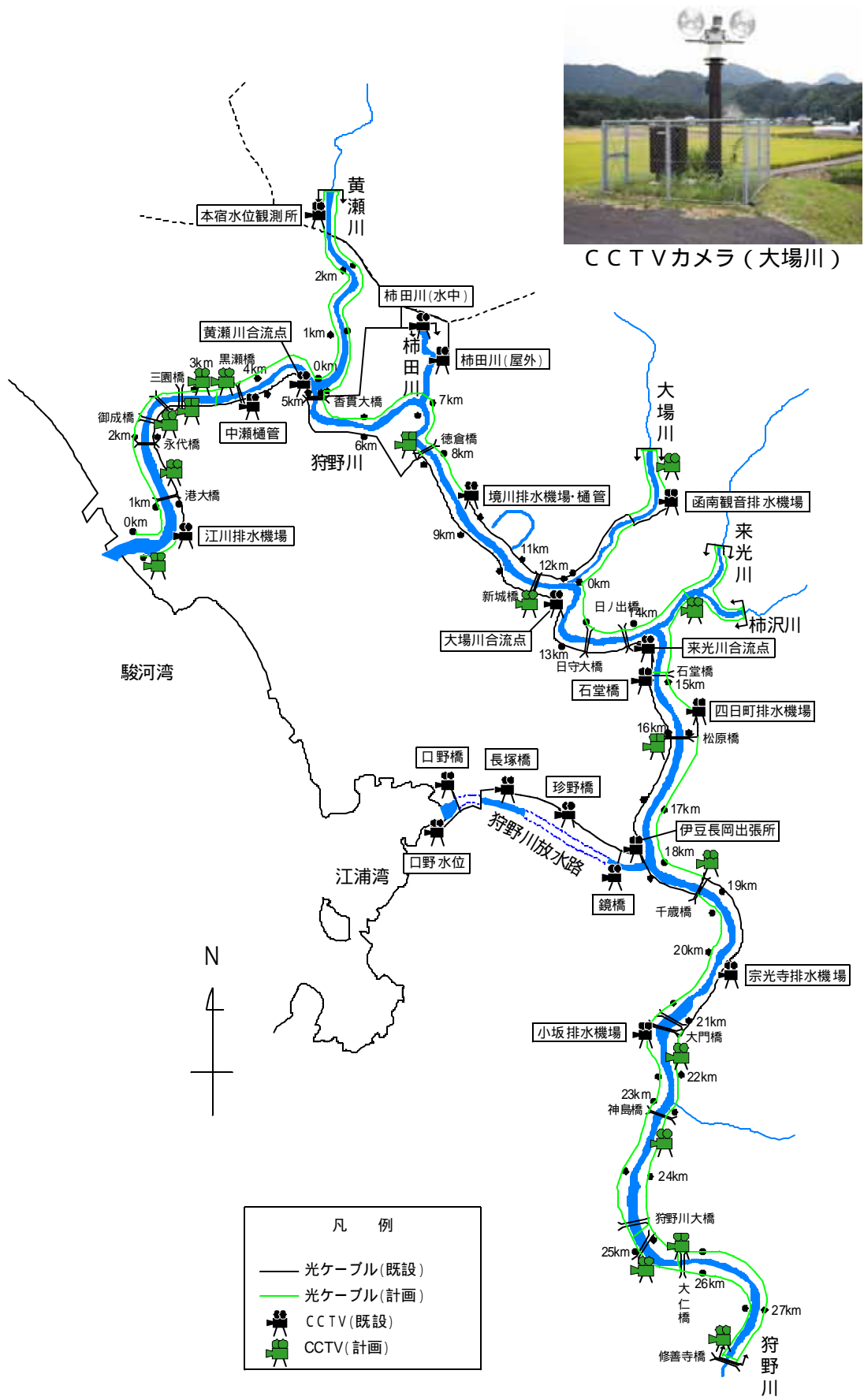


図4.3.5 CCTV、光ケーブルの設置計画図(平成16年3月末現在)
 計画位置は必要に応じて見直しを行う。

5 防災意識の向上

洪水時等において、迅速かつ的確な水防活動を行うため、平常時から河川管理者と水防団の共同による合同巡視や防災訓練の実施等、情報交換を密に行い、相互の協力体制を一層推進する。また、平成14年3月に公表された狩野川本川の浸水想定区域図に加え支川等について浸水想定区域図を策定し、沿川市町によるハザードマップ等の作成を支援するとともに、防災関連情報の地域住民へのわかりやすい提供、洪水体験の伝承に対する取り組みの支援などにより、地域住民の防災意識の向上を図る。さらに、地域住民、企業、マスコミ及び行政が各自の危機管理に係る責任・役割を明確にし、各々の連携強化を図る。

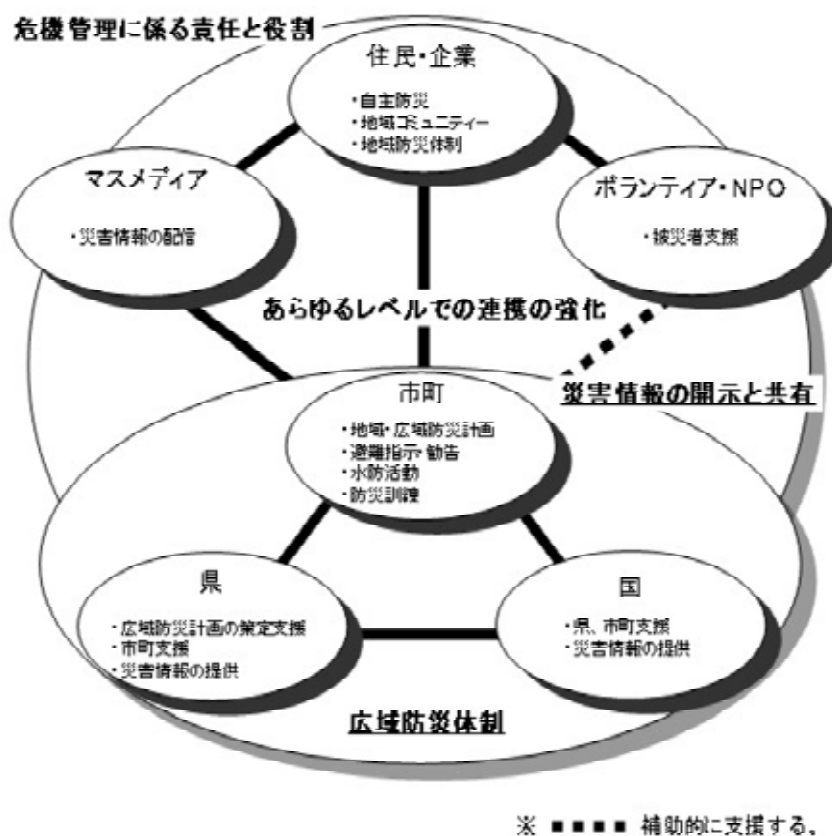


図4.3.6 危機管理に係る責任と役割のイメージ



改良積み土のう工

シート張り工

写真4.3.7 水防訓練の状況（狩野川右岸9.2k）

表4.3.1 洪水ハザードマップの作成状況（平成16年度時点）

市町村	作成状況
沼津市	H16.7.30公表
三島市	H15.6.15公表
清水町	H13.7.1公表
韮山町（現伊豆の国市）	H12.12.26公表
函南町	H12.9.3公表
伊豆長岡町（現伊豆の国市）	H12.4.19公表
大仁町（現伊豆の国市）	H13.3.30公表
修善寺町（現伊豆市）	H15.7.1公表



図4.3.7 三島市洪水避難地図（ハザードマップ）

6 危機管理

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の出水が発生し、氾濫した場合においても被害を軽減するため、光ファイバー網などの情報基盤の整備により、浸水の危険性に関する情報、リアルタイムの水位、流量などの河川情報の収集を行い、市町の避難勧告または指示や地域住民の避難活動等が適切かつ迅速にできるよう関係行政機関や地域住民へ河川情報の提供の強化を図る。

また、内水被害の発生が予想される場合においても、適切な情報伝達ができるよう、関係機関との連携の強化を図る。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

1 河川水の利用

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の確保に関しては、現在河川流況に見合った適正な利用が行われていることから、現況流況の維持を図る。

流水の適正な利用・管理を行うため、日常的に雨量、水量、水質を観測・把握し、関係機関及び地域住民に対して情報提供を行い、水量減少時には必要に応じ水利用の調整を行う。また、河川巡視員や河川愛護モニター、河川環境保全モニターの協力により、魚類の浮上、川の色など目視による日々の監視を行う。

柿田川については、柿田橋で観測する流量の月平均値が、基準値（昭和38年から当該年の前年までの最低月平均流量）を2ヶ月連続で下回り、河川環境に重大な影響を及ぼす恐れのある場合には「柿田川河川環境対策本部」を設置し、利用者に対し節水の呼びかけを行う。

柿田川河川環境対策本部の設置時に節水の呼びかけを行う機関 沼津市、御殿場市、裾野市、三島市、長泉町、清水町、柿田川工業用水管理者、 駿豆水道管理者、沼津市水道管理者
--

2 水質の保全

河川の水質については、これまで同様、定期的な水質調査を継続して実施し、水質の状況を監視していく。

また、支川を中心とした狩野川の水質の改善、向上を図るため、流域から狩野川へ流入する汚濁負荷削減に向けた取り組みを流域一体となって進め、清流狩野川のイメージに合った良好な水質の保全に努める。



図4.3.8 水質調査地点位置図

3 水質事故時の対応

油類や有害物質が河川へ流入する水質事故の被害を最小限にするため、黒瀬橋地点において水質自動監視装置により水質監視を行うとともに、河川巡視や地域住民からの情報入手に努める。水質事故発生時には、「狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会」を構成する関係機関と連携し、被害の拡大防止に努める。また、水質事故に円滑な対応が図られるよう情報連絡体制の整備や資機材の準備とともに水質事故対策訓練を実施する。

表4.3.2 狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会の目的、役割と構成機関

目的	狩野川水系及び水路に係る水質汚濁対策に関する各関係機関相互の協力と連絡調整を図る。
役割	水質の常時観測体制に関する連絡調整。 緊急時の情報及び連絡を円滑にするための調整。 水質に関する資料の収集、整理、保存。 水質に関する調査、検討、研究。 水質汚濁対策の推進に必要な業務。 会員相互の密接な連絡を図ること。 水質に関する知識の普及を図ること。 その他、協議会の目的を遂行するために必要と認められる業務。
構成機関	国土交通省、関東経済産業局、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市

4 健全な水循環系の構築

流域の水循環機構について調査解明に努め、地域における水利用の適正化を図る。また、柿田川をはじめとした湧水群の湧水量及び河川流量の維持・増進に対して、「狩野川流域水循環保全協議会」「黄瀬川・大場川流域水循環保全対策協議会」において、土地利用のあり方や上流部の森林の保全等の検討を進めることにより、関係機関と連携、調整を図る。

表4.3.3 狩野川流域の水循環に関わる協議会

組織	黄瀬川・大場川流域 水循環保全対策協議会	狩野川流域水循環保全協議会
設置年度	平成10年度	平成12年度
構成機関	国土交通省、静岡県、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町	国土交通省、林野庁、静岡県、伊豆市（旧天城湯ヶ島町、中伊豆町、修善寺町）、伊豆の国市（旧大仁町、韮山町、伊豆長岡町）、函南町
目的	地下水や湧水について一層の調査・検討を進めるとともに、流域の水需給バランスを把握し、水資源確保、特に地下水涵養に関する具体的施策等について検討を行い、将来における流域全体の地下水の適正利用と保全を図る。	流域が本来有する水循環機能を維持するため、森林保全、土地利用のあり方等、水循環系の健全化対策について検討を進めていく。
調査・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水利用の合理化推進 ・土地開発行為等に対する地下水涵養の指導 ・地下水涵養施策の実施 ・流域の地下水理及び水循環に関するモニタリング調査及び検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・流域水循環機構の調査解明及び対応策の検討



図4.3.9 狩野川流域の水循環に関わる協議会の活動範囲

第3項 河川環境の保全に関する事項

1 河川空間の適正な利用

河川空間利用の維持、保全

狩野川の河川空間は、高水敷では多様なレクリエーションやイベント、環境教育の場、身近な憩いの場として公園やグラウンド等が整備されており、水域ではアユ釣りやカヌーの場としての利用が行われている。このように陸域、水域で地域住民の身近な憩いの場等として多様な利用が行われていることから、河川空間の適正な利用については、狩野川の利用状況や河川環境の実態、地域からの各種利用要請に配慮して、利用と保全の調和のとれた狩野川の創出を図れるよう、人と川の触れあいの空間の適正な維持、保全に努める。

<陸域の利用拠点>

上土広場、河川緑地（2.0～3.0k付近左右岸）

上土広場を中心として、高水敷に公園が整備されており、こいのぼりフェスティバル等、イベントとしての利用も盛んに行われ、地域住民の水辺の憩いの場として利用されている。

市街地における人と川との触れ合いの場、安らぎの場として維持、保全に努める。



写真4.3.8 上土広場(2.2k付近右岸)

狩野川ふれあい広場（8.0～9.0k付近左岸）

川辺でスポーツなどに親しめるよう高水敷にグラウンドやジョギングコース、多目的芝生広場などが整備されている。

地域の人々のレクリエーション活動の場として維持、保全に努める。



写真4.3.9 狩野川ふれあい広場
(8.0k付近左岸)

三島市運動場（9.0～11.0k付近右岸）

川辺でスポーツなどに親しめるよう高水敷にグラウンドが整備されている。

地域の人々のレクリエーション活動の場として維持、保全に努める。



写真4.3.10 三島市運動場
(9.0k付近右岸)

函南町ふるさと創成基本構想区間（12.0～13.4k付近左右岸）

函南町ふるさと創成基本構想により、子供からお年寄りまで幅広く活用できる水辺づくりの要請がある箇所である。

自然や川と触れあい、地域の人々の憩いの場として活用できる場として、維持、保全に努める。



写真4.3.11 高水敷のグラウンド
（13.0k付近右岸）

狩野川緑地、守山桜公園（17.0～19.0k付近左右岸）

高水敷には守山桜公園や緑地公園、グラウンドが整備され、イベント会場としてもしばしば利用されている。

地域の人々のレクリエーション活動の場、安らぎの場として維持、保全に努める。



写真4.3.12 狩野川緑地
（18.6k付近右岸）

水辺の楽校（20.8～21.4k付近左岸）

天野親水護岸が整備され、水辺の楽校として利用が行われているほか、稚児ヶ淵が近傍にある等、自然と触れ合える場となっている。

自然との触れ合いの場、環境学習の場として、維持、保全に努める。



写真4.3.13 天野親水護岸と親水公園
（21.0k付近左岸）

旧大仁町ふるさとの川づくり区間（23.0～24.6k付近右岸）

ふるさとの川づくり事業により、グラウンドが整備されている。

地域の人々のレクリエーション活動の場として、維持、保全に努める。



写真4.3.14 神島グラウンド
（23.0k付近右岸）

沼津市公園整備予定地（黄瀬川0.0～0.6k付近右岸）

沼津市により、高水敷の公園整備の計画がある区間である。

地域の人々のレクリエーション活動の場、安らぎの場として、維持、保全に努める。



写真4.3.15 沼津市公園予定地
（黄瀬川0.2k付近右岸）

< 水域の利用拠点 >

我入道の渡し、舟運構想区間

（0.0～3.0k付近）

河口部～あゆみ橋間で我入道の渡しが運行しているほか、沼津市の舟運構想がある区間である。

動力船や渡しが安全に運行できるよう、維持、保全に努める。



写真4.3.16 我入道の渡し(0.6k付近)

カヌー練習区間（3.0～7.0k付近）

カヌーの練習場として利用されている区間である。

安全にカヌーの利用ができるよう、維持、保全に努める。



写真4.3.17 カヌー利用状況(5.0k付近)

カヌー利用区間（12.0～17.8k付近）

穏やかな水面が連続し、カヌーの利用が行われている区間である。

安全にカヌーの利用ができるよう、維持、保全に努める。



写真4.3.18 カヌー利用状況
（17.0k付近）

アユ釣り銀座（23.0～27.8k付近）

アユの友釣り発祥の地として知られており、アユ釣りシーズンには全国からアユ釣り客が訪れる。

アユ釣りの場として、自然と調和した利用ができるよう、維持、保全に努める。



写真4.3.19 アユ釣りの状況
（27.4k付近）

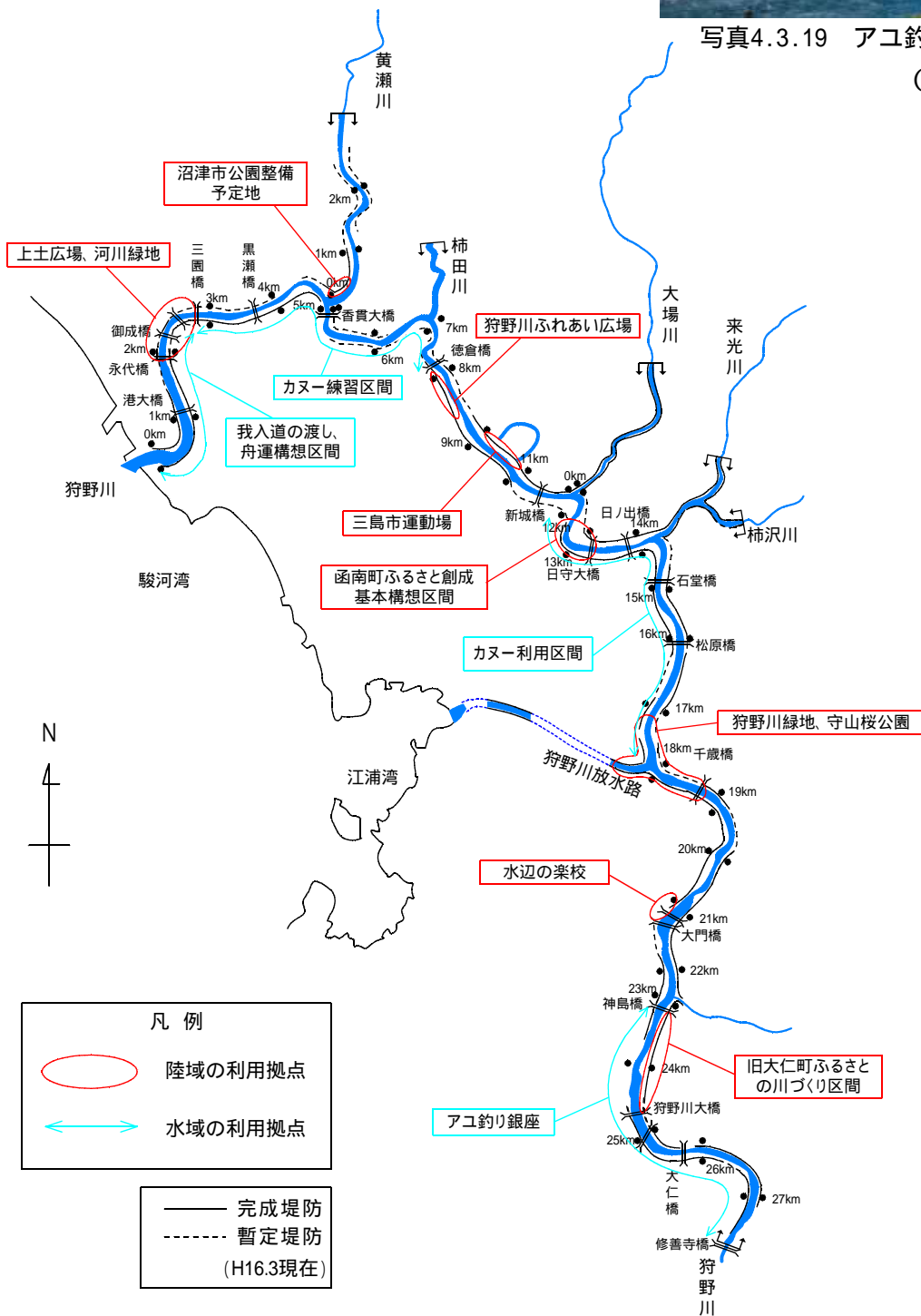


図4.3.10 狩野川的主要な利用拠点

河川利用の調整

河川の利用に当たって、多様な地域の要望に対応するため、様々な河川利用に対する調整を行い適正な河川利用を行うための仕組みづくりに努め、地域住民が河川空間をより身近な空間として利用できるよう適正に管理するとともに、利用者が自主的に管理を行う取組の促進を図る。

不法係留船対策

河口部の不法係留船については、洪水時の流下阻害といった治水上の問題や河川の自由使用の阻害といった河川利用上の問題となっていることから、沼津市、静岡県（港湾管理者）、海上保安庁、警察署等からなる協議会を設け、関係機関と一体となって不法係留船対策の促進を図る。



写真4.3.20 簡易代執行による不法係留船の撤去

2 良好な河川環境・景観の保全

河川水辺の国勢調査等を継続実施して生物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、狩野川の自然環境の現状や魅力等について広く情報提供を行うことにより、狩野川の良好な自然環境を保持している箇所において、各地区の特性に応じ、地域と一体となって、積極的に河川環境の保全を図っていくものとする。さらに、より良好な自然環境・景観の保全に向けて、陸域と水域、上流と下流が連続した自然環境・景観の回復、形成に努める。特にアユの友釣り発祥の地として、狩野川を特徴づけるアユの生息環境の保全に努める。

「河川水辺の国勢調査等」は、河川事業、河川管理を適切に推進させるため、河川を環境という観点からとらえた定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報の収集整備を図るものである。本調査の成果は、河川に関する各種計画の策定、事業の実施、河川環境の評価とモニタリング、その他河川管理の様々な局面における基本的情報として活用されるとともに、河川及び河川における生物の生態の解明等のための各種調査研究に資することを目的としている。

表4.3.4 環境・景観の保全箇所

河川名	場 所	内 容	
狩野川	沼津市千本港町、春日町、 蓼原町	右岸 0.0k～0.4k付近	干潟の保全
	沼津市魚町、仲町、上土町、 大手町、三枚橋町、平町、 市場町、御幸町	左右 2.0k～2.6k付近	景観の保全
	沼津市外原地先 清水町徳倉地先	左右 5.0～6.4k付近	水際植生の保全
	清水町堂庭	右岸 7.0k～7.4k付近	柿田川から連続した河畔林の 保全
	沼津市大平、三島市御園	左右 9.0k～11.0k付近	河畔林の保全、 草地の適正な管理 河跡湖の保全
	函南町塚本、肥田、日守	左右 12.0k～14.4k付近	景観保全 (草地、瀬淵、中州)
		左右 12.4k～12.8k付近	河畔林の保全
	函南町日守 伊豆の国市原木、四日町、 寺家、中条、北江間、 南江間、壺之上	左右 15.0k～17.2k付近	河畔林の保全
		- 15.4k～15.8k付近	瀬淵の保全
	伊豆の国市中条、寺家、 南条、壺之上、古奈、小坂	左右 17.0k～19.0k付近	景観の保全 (草地、水際の多様性)
		左右 17.6k～18.2k付近	草地の適正な管理 瀬淵の保全
	伊豆の国市小坂	左岸 21.2k～21.6k	河畔林の保全 草地の適正な管理 瀬淵の保全
	伊豆の国市神島、大仁 伊豆市熊坂、瓜生野、牧 之郷、柏久保、横瀬	左右 22.8k～27.8k付近	瀬淵の保全、景観保全
左岸 24.0k～24.4k付近		河畔林の保全	
24.0k～25.0k付近		中州の保全、景観保全	
黄瀬川	長泉町本宿	左右 2.4k～2.6k付近	河畔林の保全
柿田川	清水町	全川	湧水、生態系、河畔林の保全

干潟の保全

河口部の多様な環境を有する干潟について、底生動物や鳥類等、多様な生物が生息・生育できる場として保全するとともに、ゴミの堆積など環境悪化の防止を図る。



写真4.3.21 河口部の干潟

景観の保全

各区分毎の景観特性を踏まえて、狩野川らしさを特徴づける景観の保全を図る。



写真4.3.22 上土の景観

河畔林の保全

狩野川を特徴づけ、多様な生物の生息・生育場として利用されている河畔林について、治水安全度を確保しつつその保全を図る。



写真4.3.23 松原橋上流の河畔林

瀬淵の保全

狩野川を特徴づけるアユをはじめとした多様な生物の生息・生育場として機能している良好な瀬淵が連続した流れの保全を図る。



写真4.3.24 狩野川放水路分派点
付近の瀬（アユ産卵場）

河跡湖の保全

かつての狩野川の名残りを残す貴重な場であり、狩野川の昔の姿に触れられる場となるよう、河跡湖の保全について関係機関、地域との連携を図る。



写真4.3.25 河跡湖の状況



図4.3.11 環境・景観の保全箇所

3 ゴミ対策

洪水時に流出するゴミや流草木、不法投棄されたゴミによる河川環境への影響を低減するため、地域住民や関係機関等と連携し、河川清掃の実施やCCTV等を活用した河川巡視の強化等の対策を流域全体として取り組む。また、不法投棄マップの作成や看板設置等により不法投棄に対する地域住民への啓発活動を実施し、不法投棄の解消を目指す。



写真4.3.26 地域住民による河川清掃

4 放水路への分流による影響対策

狩野川放水路への分流に伴う静浦漁港へのゴミ等の流出による影響及びアユの放水路内への降下状況についての現状を把握し、その対策について検討する。



写真4.3.27 洪水時の狩野川放水路

5 柿田川的环境保全

柿田川の類い希で貴重な環境を次世代に継承していくため、以下の方向性により地域一体となって保全に努める。

積極的な情報発信

柿田川に関する調査を継続実施するとともに、既存のインターネットライブ映像等も活用し、情報を積極的に発信することにより多くの人に柿田川の素晴らしさを感じてもらい、地域住民の環境保全に対する意識の啓発を図っていく。

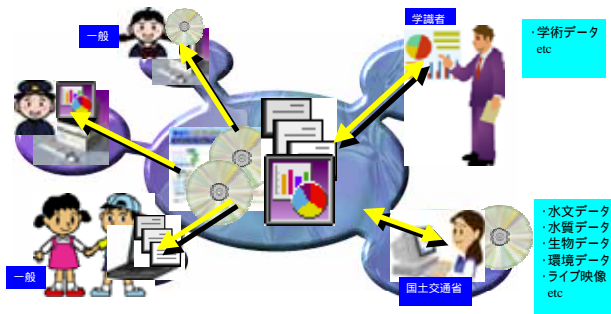


図4.3.12 柿田川の情報発信のイメージ



写真4.3.28 柿田川湧き間の状況

湧水と生態系の保全

柿田川の良好な生態系の基盤である湧水や河畔林について、積極的に保全していくため、関係機関や地域との連携、調整を図る。

水質の保全

一部周辺から流入する生活雑排水の抑制等により、水質の維持・向上を図るため、関係機関との連絡調整に努める。

6 人と川との関係の再構築

自転車歩行者道等の整備

狩野川を軸としたサイクリングやウォーキング（散策）等の連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める。



写真4.3.29 アンダーパス(永代橋)



写真4.3.30 サイクリングロード(大仁橋)

環境学習の場の整備

子供たちが水や生物に親しむとともに、川の危険性も知ることのできる体験学習の場として、各地域において関係機関や地域住民等と連携して子供が川に近づく環境学習の場の整備に努めていく。さらに、子供たちの狩野川への関心を高めるために、総合学習への支援等を行う。

(出前講師)



(水生生物観察会；黄瀬川橋)



写真4.3.31 環境学習の実施状況

狩野川資料館の充実

狩野川の治水の要である狩野川放水路の歴史と働きを紹介するとともに、狩野川における水害の伝承の拠点として狩野川資料館の活用、整備を図る。

また、地域に開かれた資料館として狩野川の自然環境や利用等、幅広い分野についての展示が行えるよう拡充を図る。



写真4.3.32 狩野川資料館での学習